

司法書士講座

山本浩司 民法改正 特別公開講義

どうなる?どうする?改正対策!司法書士受験生のための

『今から知っておきたい民法改正!』

2016年7月9日(土)

Aはその所有する建物をBに売る契約をした。しかし、契約の前日 にその建物は滅失していた。契約は無効であるか。

改正民法412条の2 (履行不能)

2 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、415条の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を 請求することを妨げない。

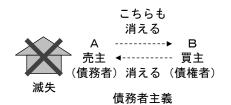
参考問題 1

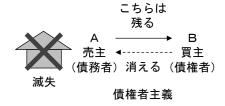
売買契約の前日に目的物が滅失した場合、債権者は契約を解除する ことができる。

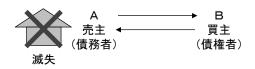
事例

Aはその所有する建物をBに売る契約をした。しかし、契約の後、引き渡しの前に、その建物は当事者の双方の責めに帰することができない事由によって滅失した。

- 1) AはBに売買代金の請求をすることができるか。
- 2) できるとした場合、Bはその請求を拒むことができるか。







改正民法412条の2(履行不能)
1 債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に
 照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求するこ
 とができない。
 ★ A — B
 売主 ◀ 買主 (債務者) <= 消えた! <= (債権者)
 滅失
 改正民法536条(債務者の危険負担等)
 は正氏法330米 (債務省の心険負担等) 1 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行
 することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒む
 ことができる。
 2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができな
 くなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。
この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益
を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。
 - (************************************
 危険負担とは、双務契約において債務の一方が債権者の責めに帰す
 ることのできない事由によって不能となったときに、反対債務が消
 滅するか否かの問題である。
 10% y 30 1 - 10 10 10 10 10 00 00 00 00 00 00 00 00
 # 1 ME 1 M
 事例 3
 Aはその所有する建物をBに売る契約をした。しかし、契約の後、
 引き渡しの前に、その建物は債務者の責めに帰することができない
 事由によって滅失した。Bは、契約の解除をすることができるか。
 改正民法542条(催告によらない解除)
1 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ち
 に契約の解除をすることができる。
 ① 債務の全部の履行が不能であるとき。
 ∪ 嗅物の土中の核1」が作じめるとで。

改正民法543条(債権者の責めに帰すべき事由による場合)	
債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、	
債権者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。	
参考問題 3	
履行不能が債権者の責めに帰すべき事由によるものである場合、債	
権者はその契約を解除することができない。	
事例 4	
Aはその所有する中古自動車をBに売りこれを引き渡した。しか	
し、その車には契約の当初からエンジンに欠陥があったことが判明 した。責めに帰すべき事由のないBは、その中古自動車の修繕をA	
した。 真めに帰りべき事由のないらは、その中日日勤単の修繕をA に請求することができるか。	
に明みずることが、このか。	
改正民法562条(買主の追完請求権)	
1 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適	
合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代	
替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することが	
できる。	
事例 5	
Aはその所有する中古自動車をBに売りこれを引き渡した。しか	
し、その車には契約の当初からエンジンに欠陥があったことが判明	
した。	
 1)Bは、Aに損害の賠償を請求することができるか。	
2) 損害賠償の範囲は信頼利益に限られるか。	
— A share the first and desired fluid facility of the first of the fir	

 事例 6			
 Aは、その所	有する甲建物又は	は乙建物をBに売る	契約をした。しか
 し、契約の前	日に甲建物が滅タ	もした。売買の目的	」物は乙建物に特定
 するか。			
 改正民法410条	(不能による選	択債権の特定)	
 債権の目的で	ある給付の中にる	下能のものがある場	合において、その不
 能が選択権を有	する者の過失に。	よるものであるとき	は、債権は、その残
 存するものにつ	いて存在する。		
 改正民法414条	(履行の強制)		
		をしないときは、債	権者は、民事執行法
 			、直接強制、代替執
			判所に請求すること
			ときは、この限りで
 ない。			
 - •	は、損害賠償の詞	ま求を妨げない。	
 _ 1347,007,907,0	TO KENEROL		
		- 一般則	
 債務不履行	特定物売買	• 損害賠償415条	
 • 損害賠償	・損害賠償	・解除541条など	
 415条 • 解除	・解除 520条など	売買	
 541条	320来なと	担保責任 570条など	
 一般則	担保責任	575,86	担保責任の内容とし
 (契約責任)	(法定責任)	(契約責任)	て売主の追完義務や
 現行	民法	改正民法	代金の減額請求権な どがある。
 	2 4.2.	·	
 -L-T-D-4-544-87		2A \	
 	(催告による解)		- 47-1-12474-0
			て、相手方が相当の
			行がないときは、相
			その期間を経過した
			会通念に照らして軽
 微であるときは	、この限りでない	, , ,	

.....

改正民法542条(催告によらない解除)	
1 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ち	
に契約の解除をすることができる。	
① 債務の全部の履行が不能であるとき。	
② 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示した	
とき。	
③ 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部	
の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部	
分のみでは契約をした目的を達することができないとき。	
④ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の	
期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない	
場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。	
⑤ 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債	
権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行	
がされる見込みがないことが明らかであるとき。	
参考問題 4 改正民法により解答しよう。	
<u></u> 金銭債務の不履行は履行遅滞にあたるので、債権者は、催告をしな	
ければ解除をすることができない。	
改正民法545条(解除の効果)	
改正民法545条(解除の効果) 1 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相	
1 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相	
1 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害するこ	
1 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。	
1 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時か	
1 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。	
 1 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。 2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。 3 第1項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その 	
 1 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。 2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。 3 第1項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。 	
 1 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。 2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。 3 第1項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。 	
 1 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。 2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。 3 第1項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。 4 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。 	
 1 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。 2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。 3 第1項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。 4 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。 改正民法548条(解除権者の故意による目的物の損傷等による解除権の消滅) 	
 1 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。 2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。 3 第1項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。 4 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。 改正民法548条 (解除権者の故意による目的物の損傷等による解除権の消滅)解除権を有する者が故意若しくは過失によって契約の目的物を著しく 	
 1 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。 2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。 3 第1項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。 4 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。 改正民法548条 (解除権者の故意による目的物の損傷等による解除権の消滅)解除権を有する者が故意若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しく 	
 1 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。 2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。 3 第1項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。 4 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。 改正民法548条(解除権者の故意による目的物の損傷等による解除権の消滅)解除権を有する者が故意若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅す 	
 1 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。 2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。 3 第1項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。 4 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。 改正民法548条(解除権者の故意による目的物の損傷等による解除権の消滅)解除権を有する者が故意若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。ただし、解除権を有する者がその解除権を有することを知らなかっ 	

 事例 7
 甲の乙に対する債権に、譲渡制限の意思表示がされている。債権者
 の甲が、この債権を丙に譲渡した。次の場合、債権の譲渡は有効
 か。
 1)譲渡制限の意思表示につき、丙が善意であり、かつ、重過失も
 ないとき。
 2)譲渡制限の意思表示につき、丙が悪意であり、または、重過失
 があるとき。
 改正民法466条(債権の譲渡性)
 1 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さな
 いときは、この限りでない。
 2 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示(以下
 「譲渡制限の意思表示」という。)をしたときであっても、債権の譲
 渡は、その効力を妨げられない。
 事例 8
 甲の乙に対する債権に、譲渡制限の意思表示がされている。債権者
 の甲が、この債権を、悪意・重過失の丙に譲渡した。丙が、債権譲
 渡の対抗要件を具備した場合、乙は、丙に弁済をしなければならな
 いか。
 事例 9
 甲の乙に対する債権に、譲渡制限の意思表示がされている。債権者
 の甲が、この債権を、悪意・重過失の丙に譲渡した。乙は、丙への
 弁済を拒絶し、また、甲への弁済もしない。丙に打つ手はあるか。

.....

- 3 前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示が示されたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。
- 4 前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、同項に規 定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その 期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。

事例	10
----	----

乙は、書面によって、甲から金100万円を借り受ける旨の契約をした。

- 1) 甲に、貸す権利は生じるか。
- 2) 利息の特約がある場合、その利息はいつから生じるか。
- 3) 甲は、貸金返還請求権で、乙の借りる権利を相殺することができるか。

改正民法589条(利息)

- 1 貸主は、特約がなければ、借主に対して利息を請求することができない。
- 2 前項の特約があるときは、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができる。

事例 11

乙は、書面によって、甲から金100万円を借り受ける旨の契約をした。貸渡しまでの間、乙は、契約を解除できるか。

改正民法587条の2 (書面でする消費貸借等)

1 前条の規定にかかわらず、書面でする消費貸借は、当事者の一方が 金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物と 種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することに よって、その効力を生ずる。

2 書面でする消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取る
 まで、契約の解除をすることができる。この場合において、貸主は、
 その契約の解除によって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償
 を請求することができる。
 3 書面でする消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る
 前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を
 失う。
 4 消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、
 その消費貸借は、書面によってされたものとみなして、前3項の規定
 を適用する。
 事例 12
 甲が、改正民法95条の錯誤(以下、単に錯誤という。)による意思表
 示をした。以下の場合、重大な過失のある甲は、その意思表示を取
 り消すことができるか。
 1)相手方乙も同一の錯誤に陥っていたとき。
 2) 乙が、重大な過失によって甲に錯誤があることを知らなかった
 とき。
 事例 13
 甲が、錯誤により、乙に時計を売った。その後、乙がその時計を転
 中が、輯談により、乙に時間を売りた。その後、乙がその時間を転 売し、丙がこれを買い受けた。その後、甲が、錯誤による意思表示
 元し、内がこれを負い受けた。その後、中が、難誤による息息表示
 を取り用した場合、中は、その取用しを、頭膜について普思だが、 過失がある丙に対抗することができるか。
 週大がめる内に対抗することができるか。
 功工 B : 1.05 冬 (
 改正民法95条(錯誤)
 1 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法
 律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるとき
 は、取り消すことができる。
 ① 意思表示に対応する意思を欠く錯誤
 ② 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に
 反する錯誤

2 前項第2号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為	
の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することがで	
きる。	
3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げ	
る場合を除き、第1項の規定による意思表示の取消しをすることがで	
きない。	
① 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によっ	
て知らなかったとき。	
② 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。	
4 第1項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第	
三者に対抗することができない。	
事例 14	
錯誤による取消しは、誰がすることができるか。また、その主張	
に、期間の制限はあるか。	
改正民法120条(取消権者)	
2 錯誤、詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵あ	
る意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消す	
ことができる。	

Twitter はじめました!



山本浩司 民法改正 特別公開講義 どうなる?どうする?改正対策!司法書士受験生のための 『今から知っておきたい民法改正』は、いかがでしたか?

TACでは、司法書士講座を含む法律系資格講座の情報をお伝えする Tac 法律資格 (Twitter を新たにはじめました。

この特別講義内で使用した参考問題1~4の解答は、Twitter に掲載いたします。 もし講義内で「メモを取り忘れた!」という方は、 録画配信の講義を再視聴しなくても、Twitterで解答を確認することができます。

TACは、Twitterでも各種法律系資格受験生の皆様を最大限フォローして参ります。 資格を通し、受験生の皆様と「フォロー」や「いいね」で新たにつながっていけたら、 私たちも大変うれしいです!よろしくお願いいたします。

最後に、山本浩司 民法改正 特別公開講義のご受講、ありがとうございました。